

「市場監督管理の法執行監督規定 (意見募集稿)」に関する起草説明

市場監督管理体制改革の要請に適応し、行政上の法執行行為（以下、行政法執行行為という）の適正化を図り、市場監督管理の行政法執行行為に対する監督を強化し、公民・法人及びその他の組織の合法的權益を保護するため、国家市場監督管理総局は「市場監督管理の法執行監督規定（意見募集稿）」（以下、意見募集稿という）を起草し、ここに関連状況について以下の通り説明する。

1. 制定の必要性

(1) 法整備の強化の要請。「中国共産党中央委員会 依法治国（法に基づいて国を治める）の全面的推進に係る若干の重大問題に関する決定」「法治政府の確立に関する実施要綱（2015～2020年）」「『十三五（第13次5か年計画）』市場監督管理計画」などの中国共産党中央、国務院の文書はいずれも法執行監督の強化という重要な課題を明確に提起している。

(2) 機構改革への適応の要請。機構改革前、旧国家工商行政管理総局・旧中国国家品質監督検査検疫総局（「国家質量監督検験検疫局」）はそれぞれ、「工商行政管理機関法執行監督規定」「品質監督・検査・検疫に関する行政法

執行監督及び行政法執行の過失責任追及規則」の2部の規則を制定した。機構改革後、新たな法執行体制に適應するため、関連法執行監督制度の統一化・適正化を図る必要性が高まっている。

(3) 現実問題の解決の要請。市場監督管理部門の法執行に関する法律・法規は多く、及ぶ範囲は広く、社会的影響力は大きいため、市場監督管理の法執行においてリスクが生じる可能性が増えており、ひとたび不作為・濫用などの不適正な法執行行為が起これば、行政の相手方の合法的權益を侵害するのみならず、市場監督管理部門の法執行の權威にも影響する。このため、市場監督管理部門は必ず刃を内に向ける勇氣を持って、法執行活動において自律し、行政法執行活動に対する監督を強化しなければならない。

2. 立法上の考え方と起草過程

意見募集稿は主に「工商行政管理機關法執行監督規定」「品質監督・検査・検疫に関する行政法執行監督及び行政法執行の過失責任追及規則」によって設計された制度をベースに策定され、市場監督管理法執行の実情に合わせて、法執行監督の範囲、法執行監督の方式などについて整理を行っており、的確性と実用性を強調している。

立法の進度計画に基づき、2019年7月、市場管理監督総局は意見募集稿の起草作業を開始した。十分な検討・論証を経て、8月に初稿が完成し、市場管理監督総局の関係司・局及び各地の市場監督管理部門への意見募集と重ねた討

論を経て、現在の意見募集稿が完成した。

3. 主要内容

意見募集稿は計 24 条で、立法目的、概念の定義、監督原則、監督範囲、監督方式、監督手段、責任形式（責任の取り方）などについてそれぞれ規定しており、主な内容には以下が含まれている。

(1) 概念の定義を明確にし、職責の境界を合理的に定めた。市場監督管理の法執行監督には、主に階層的監督と同階層監督があり、具体的には、上級の市場監督部門が下級の市場監督管理部門の行政法執行行為、各級の市場監督部門が自部門の所属機関、出先機関及び法執行職員の行政法執行行為に対して行う検査・評議・督促・是正などの活動をいう。役割分担について、各級の市場監督管理部門の関係機関が職責に基づき関連分野の法執行監督業務の実施を明確にする。各級の市場監督管理部門の法制機関は当該級の市場監督管理部門の指導のもと、法執行監督業務の計画・調整・指導・実施に責任を負う。

(2) 法執行監督範囲を全面的・科学的に決定した。意見募集稿は法執行監督範囲を 10 項目に決定し、市場監督管理に関する様々な法執行行為を原則的に網羅しており、主に以下が含まれる。1 つ目は市場監督管理に関する法律・法規・規則・行政規範性文書の執行状況である。2 つ目は抽象的行政行為であり、例えば行政規範性文書の法適合性、公平競争審査の状況、行政処罰に関する裁量基準制

度の確立及び実施状況などがある。3 つ目は具体的行政行為であり、例えば行政処罰、行政許可、行政強制など具体的な行政法執行行為の適法性及び妥当性、行政不服審査、行政訴訟、国家賠償、行政法執行と刑事司法のつながりなどの状況がある。4 つ目は行政法執行に関する公示状況、行政法執行の全過程の記録状況である。5 つ目は行政法執行中に不作為、職権濫用、職務怠慢、越権での法執行などの行為がないかである。

(3) 法執行監督の方法の充実化・整備化を図った。意見募集稿は、法執行監督の方法を 10 種類に決定し、主に以下が含まれる。1 つ目は行政法執行主体の資格管理である。2 つ目は、抽象的行政行為の適法性に関する審査、公平競争審査である。3 つ目は行政処罰など具体的行政行為に対する審査・聴聞・不服審査などである。4 つ目は特別監督で、例えば法整備評価、特別法執行検査、事件記録の評価審査などがある。

(4) 法執行監督手段を詳細に規定した。監督により問題を発見した場合について、意見募集稿は通達、行政指導、是正、法執行監督通知書或いは建議書の作成・発出などの方法を定め、違法行為があれば必ずその責任を追及する。

(5) 法執行監督の責任形式を明確にした。法執行監督通知書及び建議書を実行しない場合について、監督対象機関及び人員の責任形式をそれぞれ定め、これにより法執行監督の厳格性と權威性を強化する。

出典：国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201909/t20190920_306908.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。